

2008年(平成20年)11月22日 土曜日

裁判員制度の詳細は

Q もうすぐ裁判員制度が始まると聞きました
が、裁判員はどのようにして選ばれるのですか？
仕事が忙しいなどの理由で辞退することは認めら
れますか？

A 裁判員制度とき、くじを引いて裁判
は、刑事裁判に国民が 員が決まります。裁判
ら選ばれた裁判員が参 員に選任されるとその
加する制度で、平成21 日から裁判に参加しま
す。年5月21日から実施さ
れます。

大分県では、候補者
裁判員は裁判官と議 名簿に載る確率は有権
論して被告人が有罪か 者415人に1人、裁
無罪か、有罪の場合に 判員に選任される確率
はどのような刑にする
かを判断します。

選任する手続きの流
れは、まず選挙人名簿
からくじで無作為に、
1年分の裁判員候補者
になる人の名簿が作成
されます。
次に、事件のたびに
候補者名簿から、さら
にくじで裁判所に来て
もらう人を選びます。
選ばれた人は指定され
た日時に裁判所に行



は有権者89000人に
1人ほどと試算され
ています。
裁判員になった場
合、1日上限1万円の
日当が支払われ、交通
費も支給されます。
拘束される時間は1
日5〜6時間くらい

くじで選任、辞退は原則ダメ

で、7割の事件が3日
以内、2割が5日以内
に終わり、1割が6日
以上かかると試算され
ています。

裁判員の辞退は原則
として認められませ
んが、70歳以上の人や、
重い疾病がある人、同
居の親族の介護・養育
をする必要がある人な
ど、一定の条件に該当
する場合には辞退が認
められています。

仕事を理由として辞
退が認められるかどう
かですが、①代替性の
有無(代わりの人がで
きるかどうか)②影響
の程度(本人がいない
ことでのこの程度の影
響がでるか)を考慮し
て、「自らが処理しな
ければ事業に著しい損
害が生じるおそれ」が
ある場合には認められ
ます。

(弁護士 松田健太郎)